

## 臨時株主総会

# 招 集 ご 通 知

**開催日時** 2025年2月28日(金曜日)  
午前11時～(開場：午前10時30分)

**開催場所** 東京都港区六本木3-2-1  
住友不動産六本木グランドタワー9F  
ベルサール六本木グランドコンファレン  
スセンター Room B  
(会場が前回と異なります。)

**議 案** 子会社株式の譲渡契約承認の件

## 目 次

臨時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	5

臨時株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

証券コード 4304  
2025年2月13日  
(電子提供措置開始日) 2025年2月7日

株主各位

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
株式会社Eストアー  
代表取締役 柳田 要一

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://Estore.jp/prir.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「Eストアー」または証券コード「4304」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、2025年2月27日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年2月28日(金曜日) 午前11時(開場:午前10時30分)
2. 場 所 東京都港区六本木3-2-1  
住友不動産六本木グランドタワー9F  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room B  
(会場が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください)
3. 目的事項  
決議事項  
議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2025年2月28日(金曜日) 午前11時(受付開始:午前10時30分)

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 2025年2月27日(木曜日) 午後6時30分到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

**行使期限** 2025年2月27日(木曜日) 午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

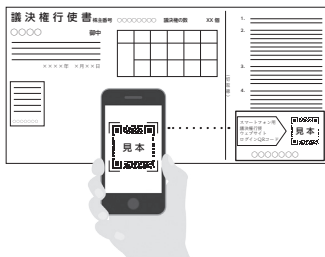
※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

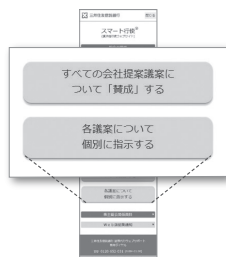
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

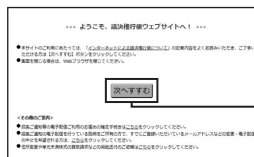
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

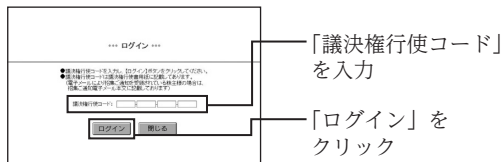
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

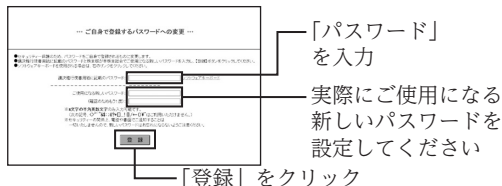
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考資料

### 議案 子会社株式の譲渡契約承認の件

当社は、2024年12月26日開催の取締役会において、当社が保有する、当社の連結子会社である株式会社SHIFFON（以下「SHIFFON」といいます。）の株式の全部を、SHIFFONの取締役である西村健太氏（以下「西村氏」といいます。）が出資して設立された株式会社SFN（以下「SFN」といいます。）へ譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付けで別紙添付の株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第1項第2号の2に従い、本株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式譲渡の実行日は、2025年3月1日を予定しております。

#### 1. 子会社株式の譲渡を行う理由

当社は、2022年8月下旬、当社のHOI（ハンズオンインキュベーション）事業の対象企業として、SHIFFON（当時の商号：株式会社志風音）の株式301株（議決権所有割合にして50.17%）を取得し連結子会社化するとともに、2023年6月下旬にはSHIFFONの株式179株を追加取得し、SHIFFONの株式合計480株（議決権所有割合にして80.00%）を所有するに至りました。SHIFFONは、国内外のアパレルブランドからライセンスを取得し、アパレルを中心とした商品の企画、製造及び販売を行うことを主たる事業としており、卸売り・EC（注1）販売・OEM（注2）等のリテール機能を有していたところ、当社は、特にECでのD2C（注3）による販売形態に関して当社のEC成長ノウハウや人的リソース投入によりSHIFFONの事業成長を加速させることができると考えたこと等を踏まえ、SHIFFONの連結子会社化に至ったものです。

（注1） 「EC」とは、「Electronic Commerce」の略であり、インターネット上でモノやサービスを売買すること全般を指します。

（注2） 「OEM」とは、「Original Equipment Manufacturing」の略で、他社ブランド製品の製造を行うことをいいます。

（注3） 「D2C」（Direct to Customer）とは、中間業者を通さずに消費者に直接販売することをいいます。

当社は、SHIFFONの連結子会社化後、SHIFFONによるEC事業の支援を行うとともに、同社のDX化プロジェクト（各種DXツールの導入等）（注4）を推進する等、同社の事業に積極的に関わってきました。このような中、2024年7月中旬、SHIFFONの創業者であり、取締役（2023年12

月までは代表取締役)として設立以来業務執行を中心的に担うとともにSHIFFONの株式120株(議決権所有割合にして20%)を所有する西村氏より、当社が保有するSHIFFONの株式を買い取りたい旨の初期的な申し出を受け、その後2024年9月30日付けで、本株式譲渡に係る意向表明書の提出を受けました。西村氏は、将来的にはSHIFFONの新規株式公開も見据えた事業展開を検討する中で、同社の事業をより拡大させるためには積極的なM&Aの推進等大胆な施策の実行も必要と考えているところ、当社という上場会社を親会社とするグループに所属したままでは、最終的な株主や投資家への影響等も気にしながら慎重な対応をせざるを得ず、機動的な判断に対して制約があると思われること、親会社の存在がなくなることでM&A等の施策を推進する上で必要となる資金についてもエクイティを用いた資金調達が可能になるなど、資金調達の幅も広がること等を踏まえ、本株式譲渡に係る提案に至ったということです。

(注4) 「DX」とは、「Digital Transformation」の略であり、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うことをいいます。

当社は、西村氏からの本株式譲渡に係る提案を受け慎重に検討いたしましたでしたが、同社の事業成長を更に加速するためには西村氏による所有と経営の一致した機動的な意思決定が可能な経営体制が望ましいという西村氏の考え方に賛同するに至り、2024年12月26日開催の取締役会において、本株式譲渡を実施することを決定しました。

## 2. 株式譲渡契約の内容の概要

本株式譲渡契約の内容の概要は別紙のとおりであります。

当社は、本株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件として、2025年3月1日をもって、当社が保有するSHIFFONの株式の全部を、SFNへ譲渡いたします。本株式譲渡については、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会の特別決議の承認が必要となるため、本臨時株主総会において承認を得られることが本株式譲渡実行の前提条件とされております。

なお、本株式譲渡により当社が受け取る対価については、下記「3. 株式譲渡契約により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要」をご参照ください。

## 3. 株式譲渡契約により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本株式譲渡契約に従い、当社が保有するSHIFFONの株式の全部を、SFNに対して3,047,520,000円(以下「本株式譲渡価額」といいます。)で譲渡いたします。

本株式譲渡価額の決定に際しては、当社及びSHIFFON並びに西村氏及びSFNと利害関係のない第三者機関であるマクサス・コーポレートアドバイザーズ株式会社(所在地:東京都中央区京橋二

丁目5番18号、代表者：代表取締役 森山保)に株価算定を依頼いたしました。マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社は当該算定にあたってDCF方式及び類似会社比較法を採用し、当社が保有するSHIFFONの株式の算定価額として、DCF方式を採用した場合2,228百万円～3,155百万円、類似会社比較法を採用した場合1,804百万円～5,106百万円が示されております。

当社は、当該算定結果及びSHIFFONの事業、財務状況並びに今後の見通しを勘案の上、西村氏との間で慎重に交渉を重ねた結果、本株式譲渡価額にて合意に至っており、本株式譲渡価額は相当であると判断しております。



#### 4. 譲渡する子会社の概要

(1)	名 称	株式会社SHIFFON		
(2)	所 在 地	東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビル18階		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 日野 富士男		
(4)	事 業 内 容	紳士婦人服、紳士婦人肌着、紳士婦人服飾雑貨の企画、輸入、生産、卸販売、OEM/ODM事業、同上の輸出、小売業、海外メーカーの代理店業務		
(5)	資 本 金	3,000万円		
(6)	設 立 年 月 日	2004年6月16日		
(7)	大株主及び持株比率	株式会社Eストアー	80%	
		西村 健太	20%	
(8)	当社と当該会社の関係			
	資 本 関 係	当社は当該会社の株式を80%保有しております。		
	人 的 関 係	該当事項はありません。		
	取 引 関 係	当社は当該会社によるEC事業の支援を行うとともに、同社のDX化プロジェクト（各種DXツールの導入等）を推進する等の経営支援を行っております。その他、当該会社は当社が提供するECサイトを構築するためのサービスであるショップサブサービスを利用しております。		
(9)	最近3年間の財政状態及び経営成績			
	決 算 期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
	純 資 産	694百万円	862百万円	1,293百万円
	総 資 産	2,450百万円	2,579百万円	3,339百万円
	1株当たり純資産	1.1百万円	1.4百万円	5.5百万円
	売 上 高	4,701百万円	6,052百万円	6,444百万円
	営 業 利 益	526百万円	439百万円	547百万円
	経 常 利 益	522百万円	437百万円	664百万円
	親会社株主に帰属する当期純利益	348百万円	167百万円	428百万円
	1株当たり当期純利益	0.5百万円	0.2百万円	0.7百万円
	1株当たり配当金	-	-	-

## 5. 株式譲渡の相手先の概要

(1)	名 称	株式会社SFN
(2)	所 在 地	東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビル18階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 西村 健太
(4)	事 業 内 容	株式会社SHIFFONの株式を保有することによる、当該会社の事業活動の支配・管理、また、これに付随する一切の業務
(5)	資 本 金	1万円
(6)	設 立 年 月 日	2024年12月10日
(7)	大株主及び持株比率	西村 健太 100.0%
(8)	当社と当該会社の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

## 株式譲渡契約書（写し）

株式会社Eストアー（以下「売主」という。）及び株式会社SFN（以下「買主」という。）は、株式会社SHIFFON（以下「対象会社」という。）の発行済株式のうち売主が保有する普通株式480株（以下「本件株式」という。）の買主への譲渡に関し、2024年12月26日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1章 定義

#### 第1.1条（定義）

本契約において使用される用語は、別途本契約において規定される場合を除き、別紙1.1.1に定める意味を有するものとする。

### 第2章 株式譲渡

#### 第2.1条（株式譲渡等）

売主は、本契約の規定に従い、2025年3月1日又は売主と買主とが別途合意する日（以下「クロージング日」という。）をもって、本件株式の全てを買主に譲り渡し、買主はこれを譲り受けるものとする（以下「本件株式譲渡」という。）。

#### 第2.2条（譲渡価額等）

本件株式譲渡の1株当たりの対価は金6,349,000円とし、その対価の総額（以下「本件譲渡価額」という。）は、金3,047,520,000円とする。

## 第3章 クロージング

### 第3.1条（クロージングの日時・場所）

本件株式譲渡は、クロージング日に、売主及び買主が別途合意する時間及び場所において、売主及び買主が次条に定める行為を行うことにより実行されるものとする（以下「クロージング」という。）。

### 第3.2条（クロージング）

1. 売主は、本契約の規定に従い、クロージング日に、買主から次項に従って本件譲渡価額の全額の支払いを受けることと引き換えに、本件株式を買主に譲渡するとともに、対象会社所定の様式による本件株式譲渡に係る対象会社宛ての株主名簿記載事項変更請求書（売主の記名押印済みのもの。以下「本件株主名簿記載事項変更請求書」という。）を買主に対して交付するものとする。
2. 買主は、本契約の規定に従い、クロージング日に、売主から本件株主名簿記載事項変更請求書の交付を受けることと引換えに、売主に対して本件譲渡価額の全額を支払うものとする。かかる支払いは、売主が別途指定する売主名義の銀行口座に振込送金する方法により行うものとし、その振込手数料は買主が負担する。
3. 本件株式譲渡は、前二項に規定する全ての行為の完了時にその効力を生じる。

## 第4章 表明及び保証

### 第4.1条（売主の表明及び保証）

1. 売主は、買主に対し、本契約締結日及びクロージング日において（但し、別紙4.1.1において特定の時点が明示されている場合には、当該時点において）、別紙4.1.1に記載された各事項が、売主が知る限り、真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
2. 前項の規定にかかわらず、(i)買主が本契約締結日において認識しており、若しくは認識し得た事実若しくは事由、又は(ii)本契約の交渉過程において買主若しくはそのアドバイザーに対して直接若しくは間接に提供された情報（文書、口頭その他提供方法を問わない。）から認識し得た事実若しくは事由は、本契約に従ってなされた売主の表明及び保証の違反を構成しない。
3. 買主は、(i)売主が、本契約に明示的に規定されている事項以外の事項に関しては何らの表明保証を行わないこと、及び(ii)売主は、対象会社の財務実績に関する予想値又は将来予測に関する一切の表明保証を行わないことを異議なく承諾している。

#### **第4.2条（買主の表明及び保証）**

1. 買主は、売主に対し、本契約締結日及びクロージング日において（但し、別紙4.2.1に特定の時点が明示されている場合には、当該時点において）、別紙4.2.1に記載された各事項が、買主が知る限り、真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。
2. 前項の規定にかかわらず、売主が本契約締結日において認識しており、若しくは認識し得た事実若しくは事由は、本契約に従ってなされた買主の表明及び保証の違反を構成しない。

### **第5章 誓約事項**

#### **第5.1条（本件株式譲渡に際して必要となる手続等）**

売主は、クロージング日までに、自ら及び対象会社をして、法令等及び対象会社の定款その他の社内規程に従い、本件株式譲渡に必要な一切の手続（本契約を承認する旨の売主における株主総会決議及び本件株式譲渡を承認する旨の対象会社の取締役会決議を含むが、これに限らない。）を全て適法かつ有効に履践し、又は履践させるものとし、買主はこれに必要な協力を行う。

#### **第5.2条（役員の出遇）**

売主は、クロージング日までに、対象会社をして、日野富士男からクロージング日をもって対象会社の役員を辞任する旨の辞任届を取得させるものとする。

#### **第5.3条（資金調達に関する事項）**

買主は、本件譲渡価額の資金調達を目的とする借入れ（以下「本買収目的借入れ」という。）について、クロージング日の前日までに、本買収目的借入れに係る貸付人（複数の場合は全ての貸付人）との間で、当該借入れに係る金銭消費貸借契約（以下「本件金銭消費貸借契約」という。）を締結するよう最大限努力する。また、買主は、クロージング日において、本件金銭消費貸借契約に定められる貸付実行の前提条件が全て充足されるよう最大限努力するものとし、本件金銭消費貸借契約に基づく貸付けの実行が妨げられることとなる作為又は不作為を行ってはならないものとする。

#### 第5.4条（情報保管義務等）

買主は、クロージング日以降、対象会社をして、(i)売主の税務、監査、訴訟その他の手続において必要とされる可能性のある対象会社の帳簿、記録、資料その他の情報を保管させ、(ii)売主から要請された場合には、売主及びそのアドバイザーに対し、対象会社の帳簿、記録、資料その他の情報又は対象会社の役職員等へのアクセスを認めさせるものとする。

#### 第5.5条（その他の誓約事項）

1. 売主及び買主は、本契約締結日以降クロージング日までの間、(i)第4章に定める自らの表明及び保証のいずれかに反する事実又は反することとなるおそれのある事実が判明した場合、  
(ii) 自らによる本契約上の義務に違反する事実又は違反することとなるおそれのある事実が判明した場合、又は、(iii)第6章に定める相手方の義務履行の前提条件が充足しないおそれがあることが判明した場合には、相手方に対して、かかる内容を書面により直ちに通知するものとする。なお、当該通知は、自らによる表明及び保証又は義務の違反を治癒するものではない。
2. 売主は第6.2条各号に定める買主による義務履行の前提条件を、買主は第6.1条各号に定める売主による義務履行の前提条件を、クロージング日において、それぞれ充足させるよう最大限努力するものとする。

### 第6章 前提条件

#### 第6.1条（売主による義務履行の前提条件）

売主は、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、第3.2条第1項に規定する義務を履行するものとする。なお、売主は、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して第3.2条第1項に定める義務を履行することができるものとする。

- (1) 本契約締結日及びクロージング日において（但し、別紙4.2.1に別途特定の時点が明示されている場合には、当該時点において）、第4.2条第1項に規定する買主の表明及び保証の全てが重要な部分において真実かつ正確であること。但し、当該表明及び保証が真実かつ正確でないことにより本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
- (2) クロージング日において、買主が本契約に基づきクロージング日までに履行又は遵守すべき事項を重要な部分において全て履行又は遵守していること。但し、当該不履行又は不遵守により本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
- (3) クロージング日において、本件株式譲渡の全部又は一部の実行の差止めを求める内容の訴訟等が係属又は存在しておらず、かつ、本件株式譲渡の全部又は一部を制限又は禁止する旨の

司法・行政機関等の判断等も存在していないこと。

- (4) クロージング日において、本契約を承認する旨の売主における株主総会決議がなされていること。

## 第6.2条（買主による義務履行の前提条件）

買主は、以下の各号の事由が全て充足されていることを前提条件として、第3.2条第2項に定める義務を履行するものとする。なお、買主は、その任意の裁量により、かかる事由のいずれも放棄して第3.2条第2項に定める義務を履行することができるものとする。

- (1) 本契約締結日及びクロージング日において（但し、別紙4.1.1に別途特定の時点が明示されている場合には、当該時点において）、第4.1条第1項に規定する売主の表明及び保証の全てが重要な部分において真実かつ正確であること。但し、当該表明及び保証が真実かつ正確でないことにより本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
- (2) クロージング日において、売主が本契約に基づきクロージング日までに履行又は遵守すべき事項を重要な部分において全て履行又は遵守していること。但し、当該不履行又は不遵守により本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
- (3) クロージング日において、買主が、売主に本件譲渡価額の全額を支払うための資金を調達できていること。
- (4) クロージング日において、本件株式譲渡の全部又は一部の実行の差止めを求める内容の訴訟等が係属又は存在しておらず、かつ、本件株式譲渡の全部又は一部を制限又は禁止する旨の司法・行政機関等の判断等も存在していないこと。
- (5) クロージング日において、対象会社の取締役会により、本件株式譲渡を承認する旨の決議がされていること。

## 第7章 解除等

### 第7.1条（解除等）

1. 売主は、クロージングが完了するまでの間に限り、以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合には、買主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
  - (1) 第4.2条第1項に定める買主の表明保証事項が重要な部分において真実かつ正確でなかった場合。但し、当該表明及び保証が真実かつ正確でないことにより本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
  - (2) 買主に本契約上の義務の重要な部分において違反があり、売主の買主に対する書面による催告後5営業日を経過する日まで（但し、5営業日後の日がクロージング日以降の日となる場



合は、クロージング日の前日まで) にその違反が是正されなかった場合。但し、当該違反により本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。

- (3) 買主につき、倒産手続等の開始の申立てがなされた場合。
  - (4) 売主の責めに帰すべからざる事由により、2025年6月30日までに本件株式譲渡が実行されなかった場合
2. 買主は、クロージングが完了するまでの間に限り、以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合には、売主に対して書面で通知することにより、本契約を解除することができる。
- (1) 第4.1条第1項に定める売主の表明保証事項が重要な部分において真実かつ正確でなかった場合。但し、当該表明及び保証が真実かつ正確でないことにより本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
  - (2) 売主に本契約上の義務の重要な部分において違反があり、買主の売主に対する書面による催告後5営業日を経過する日まで（但し、5営業日後の日が各クロージング日以降の日となる場合は、各クロージング日の前日まで）にその違反が是正されなかった場合。但し、当該違反により本件株式譲渡の実行に重大な悪影響が生じない場合を除く。
  - (3) 売主につき、倒産手続等の開始の申立てがなされた場合。
  - (4) 買主の責めに帰すべからざる事由により、2025年6月30日までに本件株式譲渡が実行されなかった場合
3. 本契約の解除は、本条に従ってのみ可能であり、本契約当事者は、本条に基づく場合を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、本契約を解除できない。
4. 本契約が本条に基づき解除された場合であっても、本項、第8章及び第9章の規定は引き続きその効力を有するものとする。

## 第8章 補償

### 第8.1条 (補償)

1. 売主は、買主に対して、本契約に定める売主の表明及び保証の違反又は本契約に基づく義務の違反により買主が損害（但し、特別損害、間接損害、付随的損害及び逸失利益は含まれない。以下本条において同じ。）を被った場合には、当該違反と相当因果関係のある範囲に限り、かかる損害を補償又は賠償（以下「補償等」という。）するものとする。
2. 買主は、売主に対して、本契約に定める買主の表明及び保証の違反又は本契約に基づく義務の違反により売主が損害を被った場合には、当該違反と相当因果関係のある範囲に限り、かかる損害を補償等するものとする。



3. 前2項に基づく補償等は、クロージング日から6か月以内に書面により損害の内容及び額を特定し、かつ具体的な請求の根拠を示して相手方に請求した場合に限り行うことができる。但し、クロージング後も存続する義務の違反に起因する補償等の請求については、当該義務の存続期間満了日から3か月以内に相手方に到達すれば足りるものとする。
4. 第1項の規定にもかかわらず、第1項に基づく売主の補償等の義務は、(i)単一の事実に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害の額が250万円以下の場合には全て免責されるものとし、(ii)かかる損害の額が250万円を超える個別請求に係る損害の合計が1,000万円以下の場合についても全て免責され、また、(iii)損害の額が250万円を超える個別請求に係る損害の額の合計が1,000万円を超過する場合に、その超過額に限り認められる。また、売主の本契約に基づく補償等の額は、合計して本件譲渡価額の5%を超えないものとし、これを超えた部分について、売主は補償等の義務を負わないものとする。
5. 売主が本条の規定に基づいて行う補償等は、本件譲渡価額の調整として行われるものとする。

## 第8.2条（救済方法の限定）

本契約に関連して売主及び買主が被る損害に関する相手方に対する請求は、前条に従ってのみ可能であり、売主及び買主は、当該補償等の請求を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任、法定責任その他法律構成の如何を問わず、相手方当事者に対して損害その他の負担につき賠償、補償その他の請求をすることはできないものとする。

# 第9章 一般条項

## 第9.1条（譲渡等の禁止）

売主及び買主は、相手方の書面による事前承諾なしに、本契約上の地位又は本契約に基づく権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは移転し、承継させ、又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

## 第9.2条（秘密保持義務）

1. 売主及び買主は、本契約締結日から2年間、以下の各号に規定する情報を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約の交渉過程に関する情報、本契約の交渉及び履行の過程において相手方又は対象会社から秘密情報として受領した情報、本契約締結の事実及び本契約の内容並びに本件株式譲渡その他本契約に関連して相手方から受領した一切の情報（以下総称して「秘密情報」という。）について、厳に秘密を保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本契約の締結及び履行以外の目的に利用してはならない。

- (1) 開示を受けた時点で、受領者が既に保有していた情報
  - (2) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報
  - (3) 開示を受けた後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報
  - (4) 受領者が開示者の秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
  - (5) 受領者が正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けた情報
2. 前項の規定にかかわらず、売主及び買主は、本契約の目的達成のため合理的に必要な範囲で、その親会社及び子会社、並びに自ら、親会社及び子会社の役職員及びアドバイザーに対し、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示することができる。但し、法令等に基づく秘密保持義務を負担する者に秘密情報を開示する場合には、本項に基づいて、本条と同等の秘密保持義務を課することを要しないものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、売主及び買主は、司法・行政機関等の判断等により適法に開示が求められた場合又は法令等若しくは金融商品取引所の規則等により開示を求められる場合は、必要最小限の範囲で、秘密情報を開示することができる。但し、本項に基づいて開示を行う当事者は、開示後速やかに相手方に開示の事実を通知しなければならない。なお、本項に基づき秘密情報を開示することができる場合には、売主が本契約を承認する旨の売主における株主総会決議のために秘密情報を開示する場合、金融商品取引所の規則に従い本件株式譲渡に関連する適時開示その他のプレスリリースにおいて秘密情報を開示する場合、その他本件株式譲渡に関連して法令等上必要となる開示書類において秘密情報を開示する場合を含むものとし、買主はこれに対して異議を述べないものとする。

### 第9.3条 (公表)

売主及び買主は、本件株式譲渡に関して対外的な公表を行う場合には、その内容の公表の時期、方法及び内容について、別途協議の上、事前に合意するものとする。但し、司法・行政機関等の判断等により適法に開示を求められた場合又は法令等若しくは金融商品取引所の規則により当事者による開示又は公表が義務付けられる場合には、前条第3項の規定に従い開示又は公表を行うことができるものとする。

### 第9.4条 (公租公課及び費用)

1. 売主及び買主は、本契約（又は本契約に付随して締結される契約等）において別途合意された場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各自に課される公租公課を各自支払う。
2. 売主及び買主が、本契約の締結、クローリングその他本契約上の義務を履行するために負担した一切の費用（アドバイザーに対する報酬及び費用を含む。）については、各当事者の負担とする。

### **第9.5条（完全合意）**

本契約は、本件株式譲渡を含む本契約で定める事項に関する当事者間の最終的かつ完全な合意を構成するものであり、かかる事項に関する本契約締結日までの当事者間の一切の契約（契約書、覚書、差入書、レターその他形式の如何を問わず、一切の取決めその他の合意をいう。）は、文書、口頭その他方法の如何を問わず、本契約締結をもって全て失効する。

### **第9.6条（本契約の修正）**

本契約は、売主及び買主による書面の合意によらない限り、一切の修正又は変更ができないものとする。

### **第9.7条（準拠法）**

本契約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。

### **第9.8条（管轄）**

売主及び買主は、本契約に起因し、又はこれに関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### **第9.9条（分離可能性）**

本契約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能である場合であっても、本契約の他の条項が無効又は執行不能となるものではない。また、裁判所により本契約のある規定が無効又は執行不能と判断された場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈される。

### **第9.10条（誠実協議）**

売主及び買主は、本契約の条項の解釈に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議して解決する。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約締結の証として、本株式譲渡契約書の電磁的記録を作成し、双方の合意後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。なお、本株式譲渡契約書に電子署名を施した者は、各々を代表して本契約を締結する適切な権限を有していることを保証する。

2024年12月26日

(売主) 東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー  
株式会社Eストアー  
代表取締役 柳田 要一

(買主) 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル18階  
株式会社SFN  
代表取締役 西村 健太

## 定 義

- (1) 「相手方」とは、売主にとっては買主を、買主にとっては売主をいう。
- (2) 「アドバイザー」とは、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、フィナンシャルアドバイザーその他の外部の専門家を個別に又は総称していう。
- (3) 「許認可等」とは、関連する法令等により要求される国、地方公共団体その他の司法・行政機関等による又はこれらに対する許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出、報告その他これらに類する行為又は手続を個別に又は総称していう。
- (4) 「契約等」とは、契約、合意、約束又は取決め（書面か口頭か、また、明示か黙示かを問わない。）をいう。
- (5) 「債務不履行事由等」とは、対象となる契約等に係る解除・解約・取消し・無効若しくは終了の原因となる事由、期限の利益喪失事由若しくは債務不履行事由、又は当該契約等の相手方による通知、時間の経過若しくはその双方によりこれらの事由に該当することとなる事由をいう。
- (6) 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、監督官庁その他の司法機関・行政機関及び自主規制機関を個別に又は総称していう。
- (7) 「司法・行政機関等の判断等」とは、司法・行政機関等の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可、通達、行政指導、勧告その他の判断を個別に又は総称していう。
- (8) 「訴訟等」とは、訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他裁判上又は行政上の手続を個別に又は総称していう。
- (9) 「倒産手続等」とは、破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算その他これらに類する法的倒産手続又は事業再生ADRその他の私的整理手続を個別に又は総称していう。
- (10) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称する。）及び次のいずれかに該当する者を個別に又は総称していう。
  - (i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (iii) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - (iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められ

る関係を有すること

(v) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(vi) 自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為を行うこと

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて第三者の信用を棄損し、又は第三者の業務を妨害する行為

⑤ その他①から④までに準ずる行為

(11) 「法令等」とは、法律、政令、通達、規則、命令、条例、ガイドラインその他の規制を個別に又は総称していう。

(12) 「役員」とは、対象会社の取締役又は監査役をいう。

(13) 「役職員」とは、役員及び従業員を総称していう。

(14) 「従業員」とは、対象会社の従業員（アルバイトを含む。）をいう。

以 上

## 売主の表明及び保証

(1) (設立及び存続)

売主は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

売主は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。売主による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、売主は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び売主の定款その他の社内規程において必要とされる手続（但し、本契約締結時点において、本契約を承認する旨の売主における株主総会決議等、クローリング日までに履践されることが予定されている手続を除く。）を全て履践していること。

(3) (強制執行可能性)

本契約は、売主により適法かつ有効に締結されており、かつ買主により適法かつ有効に締結された場合には、売主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、売主に対して執行可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

売主による本契約の締結及び履行は、(i)売主に適用ある法令等に違反するものではなく、(ii)売主の定款その他の社内規程に違反するものではなく、(iii)売主が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)売主に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと。

(5) (許認可等の取得)

売主は、本契約の締結及び履行のために当該時点までに必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、司法・行政機関等に対する報告・届出等その他法令等上の手続を、全て当該法令等の規定に従い、適法かつ適正に履践済みであること。

(6) (倒産手続等の不存在)

売主は、支払不能ではなく、売主に対する倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、またかかる申立ての原因も存しないこと。売主は、本契約の締結及び履行に関して、売主の債権者を害する意図を有しておらず、その他不当又は不法な意図を有していないこと。

(7) (反社会的勢力)

売主は、反社会的勢力ではないこと。売主と反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係又は交流がないこと。

(8) (株式)

売主は、本件株式を全て有効かつ適法に保有しており、本件株式全てにつき、実質的かつ株主名簿上の株主であり、本件株式の帰属に関して、第三者から請求及び主張を受けていないこと。本件株式の全部に関して担保権、請求権、オプション、担保類似の権利その他の負担（以下総称して「負担等」という。）は存せず、買主は、本件株式譲渡により、本件株式について負担等が存しない完全な権利を取得すること（但し、買主による本買収目的借入れのために、本件株式譲渡後、買主において本件株式に担保設定が必要となる場合を除く。）。また、売主及び西村健太氏との間の2022年8月10日付け株主間協定書を除き、売主と第三者との間で、本件株式の全部について株主としての権利（本件株式の譲渡、保有、議決権の行使を含む。）に関する契約は存在しないこと。

以 上



## 買主の表明及び保証

(1) (設立及び存続)

買主は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ有効に存続する株式会社であり、現在行っている事業を行うために必要な権限及び権能を有していること。

(2) (本契約の締結及び履行)

買主は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。買主による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、買主は、本契約の締結及び履行に関し、法令等及び買主の定款その他の社内規程において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

(3) (強制執行可能性)

本契約は、買主により適法かつ有効に締結されており、かつ売主により適法かつ有効に締結された場合には、買主の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かつ、かかる義務は、本契約の各条項に従い、買主に対して執行可能であること。

(4) (法令等との抵触の不存在)

買主による本契約の締結及び履行は、(i)買主に適用ある法令等に違反するものではなく、(ii)買主の定款その他の社内規程に違反するものではなく、(iii)買主が当事者となっている契約等について、債務不履行事由等を構成するものではなく、かつ、(iv)買主に対する司法・行政機関等の判断等に違反するものではないこと。

(5) (許認可等の取得)

買主は、本契約の締結及び履行のために当該時点までに必要とされる司法・行政機関等からの許認可等の取得、司法・行政機関等に対する報告・届出等その他法令等上の手続を、全て当該法令等の規定に従い、適法かつ適正に履践済みであること。

(6) (倒産手続等の不存在)

買主は、支払不能ではなく、買主に対する倒産手続等の開始の申立ては行われておらず、またかかる申立ての原因も存せず、それらのおそれもないこと。

(7) (反社会的勢力)

買主は、反社会的勢力ではないこと。買主と反社会的勢力との間に過去・現在又は直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係又は交流がないこと。

(8) (資金調達)

買主は、クロージング日において、本件譲渡価額の支払い及び本契約に基づいて買主が支払う

べきその他の金額を支払うに足りる十分な資力を有していること。また、買主は、本契約締結日において、本買収目的借入れに係る貸付人から当該借入れに係る貸付けに関して法的拘束力のあるコミットメントを取得しており、本契約締結日及びクロージング日において、当該貸付けが実行されることが合理的に見込まれていること。

以 上

# 株主総会会場のご案内

東京都港区六本木3-2-1  
住友不動産六本木グランドタワー9F  
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room B



## 交通機関のご案内

・地下鉄 東京メトロ南北線六本木一丁目駅直通 (西改札)

※ベルサール六本木とは異なる建物です。ご注意ください。

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。